

平成二四年二月二日、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案が、民主党、自由民主党、公明党による議員提案として、国会に提出され、翌二三日には衆議院で、二九日には参議院でも可決され、成立したという。

その主な内容は、まず昨年的人事院勧告(平均〇・二三%の俸給減額、新給与制度への移行に伴う経過措置の廃止、昇級回復など)に沿った給与改定をしたうえで、この法律の施行の日の翌月一日(平成二四年四月一日となるものと思われる)から同二六年三月三十一日までの間、臨時特例として、俸給について、本省課室長以上は九・七七%、本省課長補佐・係長は七・七七%、係員は四・七七%を減額

し、期末手当と勤勉手当については九・七七%を、その他の手当についても、これに準じて、それぞれ一定の率を減額するものである。報道されるところによると、この法律改正は、政府与党と連合(主力公務員労組も構成員となつてい

る)とが、東北地方大震災対策の財源確保のための公務員給与の減額と公務員に団体交渉権を付与することで合意し、そのための法律案が用

意されたものの、昨年的人事院勧告が無視される結果になることや団体交渉権の付与への野党

などの反対が強いことから、とりあえず、震災対策のための財源確保という観点から、給与の取り扱いについて民主党、自由民主党および公明党が合意したものだということである。しかし、労働側が給与減額法案と一体のものとして主張する団体交渉権付与のための法律案は、本稿執筆の段階では、与野党の合意の

新・弁護士月記 ①



給与特例法

橋本 勇

目処がたたず、その行方は不透明である。また、昨年的人事院勧告を実施しないことという労働側の要求は、結果的に、無視された形となっている。なお、自由民主党と公明党が強く主張していた国家公務員と同様な給与減額を地方公務員についても

行うべきあるということについては、法律自体には定めないこととなったが、今後も尾を引きそうである。

昭和二十一年(一九四六年)三月一日に施行された旧労働組合法は、警察、消防、海上保安庁、監獄に勤務する職員以外の全ての公務員に労働三権を保障していたが、昭和二十三年七月、いわゆるマッカーサー書簡に基づいて政令二〇

一号(いわゆるポツダム政令である)が制定さ

れ、公務員の争議行為が禁止され、同年一二月に国家公務員法が改正され、団体協約締結権が否定され、争議行為が禁止されることとなった。これ以後、人事院勧告の完全実施が問題となったことは少なくないが、人事院勧告と全く無関係に給与制度が変更されたことはない。今回の改正は、人事院の関与しないところで、野党の政治的判断によって給与制度の変更ができるということを実証したという点において、公務員制度が全く新しい時代に入ったということができる。すなわち、団体交渉権否定の代償措置として理解されていた給与勧告制度に重きを置かず、不十分な労使交渉と不確実な合意のままに、政治的判断で給与を決定できる時代になったということなのである。

景気が停滞する中で、公務員の勤務条件に対する批判が高まっているのは事実であり、公務員パッシングをもって人心を得ようとする政治家も少なくない。このような時代にあつて、国民(住民)の信頼を確保し、故なき批判を免れるのは、一人ひとりの公務員の自覚ある行動によつてしかないように思う。

(弁護士)